

## 令和3年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 2団体 (2) 意見数 4件

N.O.	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
<b>【意見募集の方法】</b>		
1	本計画（案）に対する意見募集について、昨年度より改善されてはおりますが、ホームページのパブリックコメント募集欄への掲出がありません。市民がより意見表明しやすいよう、掲出をお願いします。意見表明するにあたって、現在は案件の名称がわからないとホームページですぐに検索できません。また、予算措置に反映できるよう、募集期間を現在より早めてください。	ホームページにおける意見募集の方法について、わかりやすく実施できるよう関係課と調整してまいります。 意見募集の開始時期についても、関係課と調整の上、早期に実施できるよう取り組んでまいります。
<b>【I さいたま市の食品衛生監視指導体制 関係機関との連携】(2ページ)</b>		
2	昨年6月に八潮市で発生した学校給食の食中毒で11月まで給食が停止するという事態が発生しました。さいたま市内の給食は自校方式なので広域に発生することはありませんが、給食での衛生管理について監視指導の強化をお願いいたします。また、コロナ禍によるフードデリバリーの利用拡大等を踏まえ、各校に配置されている栄養士を活用し、児童生徒だけでなく保護者に対する食育の一環として、家庭での食品管理など食の安全について注意喚起を強めてください。	各校の栄養士は、給食だよりや給食試食会などの機会を捉えて、保護者に対して食中毒予防の啓発を行っております。 この取り組みや、学校給食の監視指導について、引き続き教育委員会と協力・連携して実施してまいります。
<b>【IV 食品等の検査】(8ページ)</b>		
3	検体数、検査項目数とも、昨年度より減少しています。いずれも、毎年減少傾向にあります。HACCPの取組等により食中毒等を出さないことは重要ですが、市民の食の安全・安心のために検体数や検査項目数を減らさないでください。	検体数及び検査項目については、国内外の食品衛生動向（近年の違反状況等）の情報を収集し、必要な検査を精査した上で、より市民の食の安全・安心を確保できるよう、効果的・効率的に実施してまいります。また、市民にご理解いただき、安心に

## 令和3年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

		つなげられるよう、リスクコミュニケーションをすすめてまいります。
【Ⅷ 人材の育成】（13ページ）		
4	保健所は、HACCP の推進をはじめとした計画（案）に示された多岐にわたる監視指導に加え、さいたま市は COVID-19 感染者の発生数も多いことから、通常業務量を大幅に超える過酷な業務となっていることが危惧されます。食品衛生監視指導計画を計画通り進めるうえでも、保健所機能が十分発揮できる体制確保が急務です。今後を見据えた感染症への即応体制の確保、また保健所機能に見合う専門知識を持った職員の増員と育成を切に希望します。	現在、市の食品衛生監視員は、主に獣医師及び薬剤師が担っておりますが、引き続き必要に応じて人員を要望し、また、適切な研修の実施等を通じて食品衛生監視員の資質向上が図られるよう努めてまいります。